

商品 CFD 取引 取引規程

第 1 条(目的)

この規程は、お客様とドットコモディティ（以下、「当社」といいます。）の間で行う『商品 CFD 取引』（商品先物取引法第 2 条第 22 項第 5 号店頭商品デリバティブにおける取引。以下「本取引」といいます。）に関する権利義務を明確にするための取り決めです。

2 CFD とは Contract For Difference の略で差金決済契約を意味します。

第 2 条(電磁的な方法による提供の同意)

商品 CFD 取引口座（以下「本取引口座」といいます。）で提供する書面等は、すべて電磁的な方法により提供を受けることに同意します。

第 3 条(契約締結前交付書面の提供)

本取引は、この規程（以下「本規程」といいます。）、「商品 CFD 取引ガイド」および「商品 CFD マーケットインフォメーションシート」を指し、当社が電磁的な方法により提供するものとします。

第 4 条(商品 CFD 取引の締結)

お客様は契約締結前交付書面の提供を受け、本取引について理解し、危険を了知したうえで本取引を行うことに同意します。

第 5 条(取引口座の開設)

お客様は、本取引を行うにあたり、当社に本取引口座の開設が必要になります。お客様は、以下の要件を満たす場合に本取引口座の申込みを行うことができます。

- (1) 年齢が 20 歳以上であること
- (2) 当社から開示する事前交付書面についてご理解のうえ、同意されること
- (3) 生活に支障のない範囲の資金で取引を行うこと
- (4) 元本欠損または元本を上回る損失が生じるおそれがある取引であることを了知していること

2 お客様から本取引口座の申込みがあったときは、当社では、当社の審査基準にしたがい審査を行います。当社によるお客様への本取引口座の開設の承認をもって、取引を行うことができます。

3 審査の結果、本取引口座の開設をお断りする場合もございます。なお、口座開設をお断りする場合、その理由については開示しません。

第 6 条(取引日および取引時間)

お客様が本取引を利用できる日および時間は当社の定めるところとします。

第 7 条(取扱商品)

お客様が本取引を利用して取引できる商品は、当社の定めるところとします。

第 8 条(取引手数料)

お客様が本取引により行う取引の手数料は無料とします。

第 9 条(本取引口座)

本取引口座において、当該取引に係る証拠金（以下、「証拠金」といいます。）、当該取引について転売または買戻を行った場合の損益金およびその他授受する金銭は、すべて本取引口座内で処理します。

第 10 条(取引対象および返済方法)

本取引は、海外の商品先物取引所に上場している商品および SPOT（スポット）商品を指標とし、その指標に基づき当社が提示した価格にて取引されます。

- 2 本取引の決済は、すべて転売もしくは買戻による差金決済とします。

第 11 条(注文の指示)

本取引の取扱銘柄、数量、価格その他の注文の内容および注文の執行については、当社の応じ得る範囲内で、お客様があらかじめ指示するところにより行います。

第 12 条(注文の受付)

お客様は、本取引の注文を、本取引にかかる専用システム（以下「本システム」といいます。）からのみ行うものとし、システム障害が発生した場合も含め、電話、ファクシミリ、電子メール等、本システム以外の注文はできないものとします。

- 2 本システムによる注文は、お客様が注文入力後、当社が入力内容を受信した時点をもって当社が受付けたものとします。

第 13 条(注文の変更および取消)

本システムを利用して行われた注文のうち、未成立の注文に限り本システムを利用して、これを変更および取消することができます。

第 14 条(注文の執行)

当社が受付けたお客様の注文が、次の各号のいずれかに該当する場合、当社はおお客様の注文の執行を行わないものとします。

- (1) 必要証拠金が不足となった場合
 - (2) 注文の内容が本規程または当社の定めるルール等に違反する場合
 - (3) お取引開始後、お申込時に入力いただいた事項に疑義が生じた場合
 - (4) 当社より必要な事項に対し照会后、照会により回答をいただけない場合や申込事項に虚偽があったものと当社が判断した場合
 - (5) カバー先業者が不測の事態であると判断した場合
 - (6) その他、当社が不相当と判断した場合
- 2 第 1 項第 2 号乃至第 6 号に該当した場合、取引開始後であってもお客様の建玉をお客様の計算においてすべて決済させていただき、今後のお取引を停止させていただく場合があります。

第 15 条(注文等の取次または委託)

お客様は、当社が本取引に関する注文および本取引に関連する事務処理を、当社との間で契約を交わした当社指定の第三者に取次または委託することを、予め

承認するものとします。

第 16 条(取引および金利調整額に適用する為替レート)

第 16 条 本取引にかかる為替レート、および金利調整額に適用する為替レートは、当社が指定する市場レートに基づき適用されるものとします。

第 17 条(注文の執行および処理)

本取引の約定日（以下、「約定日」という）は、お客様の注文に係る取引の成立を確認した日とします。

- 2 注文は当社が定めた取扱時間内に限ります。
- 3 時差、取扱時刻等の関係から、お客様の発注日時と約定日時が異なる場合があります。

第 18 条(証拠金)

本取引に係る証拠金の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとします。

- (1) 新規の売付または新規の買付の注文を行うときは、あらかじめ当社の定める証拠金の必要額以上の額を証拠金として、当社が定める方法により当社に預託するものとします。
- (2) 証拠金は、すべて日本円による現金により充当します。有価証券、外貨を充当することはできません。
- (3) お客様が本取引に係る証拠金として当社に預託している金銭の引き出しを行なう場合は、当社の定める方法によるものとします。
- (4) 本取引では取引条件を変更できることとし、取引条件を変更した場合は、保有建玉に対しても変更後の取引条件を適用できるものとします。
- (5) お客様が当社に預託する本取引に係る証拠金は、当社の資金とは分別して管理するものとします。

第 19 条(建玉の限度)

本取引による建玉の制限は、原則、定めません。

しかし、天変地異、経済事情の激変、その他やむを得ない事由により、建玉の制限が必要と当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく強制的に建玉を決済することで制限させて頂く場合があります。

第 20 条(差金決済の時限等)

新規建玉成立後の差金決済処理については、次の各号に定めるところとします。

- (1) 転売または買戻による差金決済については、商品ごとに定める当社の指定する日時までとします。
- (2) 決済後に発生する損益金の授受は、日本円で行います。

第 21 条(決済条件の変更)

天変地異、経済事情の激変、その他やむを得ない事由により、本取引について決済期日等の決済条件の変更を行う場合があります。

第 22 条(取引条件の変更)

次の各号に定める本取引の取引条件は、当社の判断で変更することがあります。その場合、当社は速やかにその内容を本システムにて告知します。

- (1) お客様の本取引に係る証拠金率
- (2) お客様の本取引に係る手数料 (率)
- (3) お客様の本取引に係る取引単位
- (4) お客様の本取引に係るロスカット水準
- (5) お客様の本取引に係るレバレッジ

第 23 条(取引に関する通知)

お客様の本取引に係る注文の約定、建玉、証拠金等の残高は、本システムにより電磁的な方法で通知を行います。

第 24 条(ロスカット)

お客様の保有建玉があらかじめ当社と同意して設定した条件 (ロスカット条件) に達した場合もしくは達する危険性があると当社が判断した場合には、本取引口座内のすべての建玉をお客様に事前に通知することなく、当社にて転売または買戻しをお客様の注文として任意に行ないます。

第 25 条 (ロスカットによる未収金の発生)

前条のロスカットにより本取引口座内のすべての建玉の決済後、お預かりした証拠金以上の損失が発生した場合には、発生日当日中に当社が指定する銀行口座へ入金するものとします。

第 26 条(強制決済の条件および期限の利益の喪失)

お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社は当社の任意により、お客様が保有する未決済建玉の全部または一部について、それを決済するために必要な反対売買を当社が提示する価格を用いて行うことができるものとします。また、この場合、当社からの通知、催告等がなくても本取引に係る債務について期限の利益を失い、直ちに債務をご弁済頂くこととなります。

- (1) 支払の停止または破産手続、再生手続、整理開始もしくは特別清算開始申立てがあったとき
 - (2) お客様の本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発生されたとき
 - (3) お客様の本取引に係る債務またはその他一切の債権のいずれかについて差押、または競売手続の開始があったとき
 - (4) お客様の取引について、ご本人以外の第三者が行っていると当社が判断したとき
 - (5) お客様が意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が判断するに相応な事実が判明したとき
 - (6) 住所変更の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の所在が不明となったとき
- 2 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済して頂くこととなります。

- (1) お客様の本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞したとき
- (2) お客様が当社との本規程またはその他一切の取引の何れかに違反したとき

第 27 条(強制決済による転売または買戻)

お客様が前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に本取引口座を通じて行っている未決済建玉の全部または一部につき、それを返済するために必要な転売または買戻を、お客様に事前に通知することなく、当社の判断によりお客様の注文として行います。この場合、当社の判断によりお客様の注文として行った本取引における取引についての転売または買戻の結果、お客様と当社との本取引における取引は当然に終了し、かかる終了によりお客様が当社に対して負う義務は、お客様の当社に対する債務となり、催告なしに直ちにお支払頂きます。

- 2 前条第 1 項各号に該当し、当社の判断により転売または買戻を行った結果、損失が生じた場合、当社に対してその額に相当する金銭を直ちにお支払い頂きます。
- 3 金銭の支払を直ちにして頂けない場合、商品 CFD 取引口座以外の取引口座（国内商品先物取引口座、海外商品先物取引口座）に相当する金銭があると確認できた際には金銭相当額を振替処理できるものとします。

第 28 条(遅延損害金の支払)

お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日（当該日を含む）より履行の日まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金をお支払い頂きます。

第 29 条(債権譲渡等の禁止)

お客様の本取引に係る債権は、これを他に譲渡、質入、権利設定等、相当する他の方法により処分することができません。

第 30 条(利 息)

当社は、本取引に関しお客様が当社に差し入れた証拠金、取引による生じたお客様の売買差益金および金利調整額における金銭については、付利いたしません。

第 31 条(報 告)

第 26 条第 1 号および第 2 号のいずれかの事由が生じた場合には、お客様は、当社に対し直ちに書面をもって、その旨を連絡することとします。

第 32 条(届出事項の変更)

当社に届け出ている氏名、住所もしくは勤務先、勤務先住所およびその他事項に変更があったときには、お客様は、当社に対し直ちに書面および電磁的な方法をもってその旨を届け出る義務があります。

第 33 条(報告書等の作成および提出)

裁判所その他公的機関（以下「公的機関等」と総称する。）から強制力のある開示の命令を受けたもの、または、公的機関等から開示の要請を受け、当該「命令」または「要請」を行った公的機関等により要求される場合には、お客様に係る本取引

の取引内容その他を報告することがあります。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力する義務があります。

- 2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものものとします。

第 34 条(免責事項)

次の各号に掲げる損害について、当社は免責されます。

- (1) 天変地異、政変、ストライキ、金融市場の閉鎖・混乱等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、証拠金の預け入れまたは引き出し等が遅滞し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) 金融市場の閉鎖・混乱等により、当社が取引に応じ得ないことよって生じる損失
- (3) 休日または当社の取扱時間外のためにお客様の注文に応じ得ない事により生じる損失
- (4) 国内の休日または当社の取扱時間時間外のために本取引に係る諸通知が遅延したことにより生じる損害
- (5) メールまたは郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害
- (6) お客様のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピュータ・システム、ソフトウェアの故障、誤作動（当社の故意に起因するものを除く）等、取引に関係するコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、システムおよびオンラインの故障や誤作動により生じた損害
- (7) インターネット回線またはサーバーの障害による情報伝達不備、情報伝達遅延等により発生した損失

第 35 条(通知の効力)

お客様の届け出た住所または事務所にあて、当社によりなされた本取引に関する諸通知が転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または、到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 36 条(通話録音)

お客様は、お客様と当社社員の電話による会話について、会話のなされた時刻、会話の内容等が、当社の通話記録システムにより記録されていることを了承します。

第 37 条(利用の解除)

次に掲げる事項に該当することとなった場合、当社はお客様に対して事前に通知した上で、本取引の利用を解除することができるものとします。

- (1) お客様が利用解除の申し出をした場合
- (2) お客様が本規程第 26 条第 1 項各号および第 27 条第 1 項に該当することとなった場合
- (3) お客様が当社に虚偽の届出をした場合
- (4) お客様が本規程に違反した場合
- (5) 当社がお客様の本取引の利用を不適切と判断した場合

- (6) 当社が本取引の運営を一時的に停止または廃止した場合
 - (7) 反社会的勢力に所属するか、または何らかの関係を有している可能性がある
と当社が判断した場合
 - (8) 疑わしい取引に該当する可能性がある
と当社が判断した場合
 - (9) 社会通念および倫理に照らし、取引を継続させることが困難であると当社
が判断した場合
- 2 本取引を解除する場合、当社はお客様からお預りした証拠金の全額をお申込時に
登録いただいたお客様の銀行口座に振り込むことができますものとします。

第 38 条(適用法)

この規程は日本国の法律が適用され、解釈されるものとします。

第 39 条(合意管轄)

お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判
所とします。

第 40 条(本取引のサービス停止)

当社は、本取引にて取扱うサービスに対して、英国、日本における行政府
からの命令指導が行われた場合、それに則り適切に対処いたします。その際、サー
ビスの全部もしくは一部を停止させて頂くことがあります。また、サービスを停止
することとなった場合には、お客様の保有建玉を、当社が定めるサービス停止日
までに反対売買により決済していただくことがあります。

- 2 前項による決済において生じた損金については、お客様に帰属するものとします。

第 41 条(規程の変更)

本規程は、必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、
お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものである
ときは、その改定事項を当社所定の方法により通知します。

施行日 : 平成 21 年 4 月 13 日

改訂日 : 平成 22 年 7 月 26 日

改訂日 : 平成 23 年 1 月 1 日

改訂日 : 平成 25 年 2 月 12 日

改訂日 : 平成 26 年 4 月 1 日